

一般貨物自動車運送事業者（特別積合せ貨物運送を除く）が、申請・届出書を提出する際の留意点

参考

申請・届出書は、申請者の欄に記入押印し、変更項目の欄に変更又は届出内容（項目）の番号を記入し、（新）（旧）欄に変更内容を記入※した上で、別紙の添付書類を必要に応じて添付して下さい。また、申請・届出書、及び添付書類の上部余白部分には捺印を押しておいて下さい。

記入押印された申請書類は**2部**（1部はコピーでも可）三重運輸支局輸送・監査担当に提出して下さい。（氏名・名称又は住所の変更、役員変更、主たる事務所の変更に係る届出、貨物利用運送に係る申請・届出の場合は3部提出（2部はコピーでも可）。）1部受付印を押したものを控えとして申請・届出者に返付致します。

（郵送による提出も可。その場合、連絡先（担当者名、電話番号）、返信用封筒、切手を同封して下さい。）

ご不明な点がございましたら三重運輸支局輸送・監査担当まで連絡して下さい。

中部運輸局 三重運輸支局 輸送・監査担当

〒514-0303 三重県津市雲出長常町字六ノ割1190-9

TEL 059-234-8411

FAX 059-238-1281

※ 申請・届出書（表紙）の（新）（旧）欄の記載について

変更事項が①氏名・名称又は住所 ②役員変更 ③主たる事務所 ⑩事業休止 ⑪事業休止再開 ⑫事業廃止に関しては、申請・届出書（表紙）の（新）（旧）欄に下表を参考に記載して下さい。

変更事項が④営業所 ⑤休憩・睡眠施設 ⑥自動車車庫 ⑦配置車両数 ⑧事業用自動車の種別ごとの数 ⑨利用運送事業の場合は、申請・届出書（表紙）の（新）（旧）欄に変更内容を記載するか又は「別紙のとおり」と記載し、具体的な変更内容を各項目に記載して下さい。また、下段に変更理由を記載して下さい。

※変更項目の欄が不足する場合は、用紙を追加して下さい。

変更事項	（新）変更後	（旧）変更前
①	変更後の事業者の氏名・名称又は住所 ※下段に届出事由変更年月日を記載	現在の事業者の氏名・名称又は住所
②	新たになった役員の役職・氏名 ※下段に届出事由変更年月日を記載	現在の役員の役職・氏名
③	変更後の主たる事務所の名称又は位置 ※下段に変更理由を記載	現在の主たる事務所の名称又は位置
⑩	休止年月日と休止期間 ※下段の変更理由に休止の理由を記載	
⑪	再開年月日 ※下段に届出事由変更年月日を記載	
⑫	廃止年月日 ※下段の変更理由に廃止の理由を記載	

変更又は届出内容(項目)
①氏名・名称又は住所 ②役員変更 ③主たる事務所 ④営業所 ⑤休憩・睡眠施設 ⑥自動車車庫 ⑦配置車両数 ⑧事業用自動車の種別ごとの数 ⑨利用運送事業 ⑩事業休止 ⑪事業休止再開 ⑫事業廃止

添付書類 () 内の数字は変更又は届出内容(項目)

○記入していただくもの

- 営業所の名称及び位置 (④) 申請書に記入した場合は不要
- 休憩睡眠施設の位置及び収容能力 (⑤) 申請書に記入した場合は不要
- 自動車車庫の位置及び収容能力 (⑥) 申請書に記入した場合は不要
- 各営業所に配置する事業用自動車の数 (④、⑦、⑧)
- 自動車車庫の収容状況 (⑥廃止又は収容能力減少、⑦増車)
- 増減車両の明細 (車両一覧) (①、④、⑦、⑧、⑩、⑫)
- 貨物自動車利用運送事業の概要 (⑨)
- 運行管理体制 (④新設)
- 事業施設概要 ((④、⑤、⑥) 新設)
- 配置車両明細 (⑥新設)
- 宣誓書 1 ((④、⑤、⑥) 新設、収容能力拡大、⑨)
- 宣誓書 2 (②新しく役員になった者全員の④が必要)
- 宣誓書 3 ((④、⑥) 新設、収容能力拡大、⑨)

○他に用意していただくもの

- 事業施設 (営業所 (利用含む)、休憩・睡眠施設、自動車車庫、利用運送に係る貨物保管施設。以下同じ。) の付近の見取図及び平面図 (求積図) ((④、⑤、⑥、⑨) 新設、収容能力変更)
- 事業施設の写真及び写真撮影位置図 ((④、⑤、⑥、⑨) 新設、⑪)
- 事業施設の使用権原を証する書面 (④、⑤、⑥、⑨) 新設、収容能力拡大)
 - 自己所有の場合：不動産登記簿謄本等
 - 借用の場合：賃貸借契約書等の写し
- 車両制限令による証明書 (⑥新設、前面道路変更) 道路を管理する道路管理者から証明を受けたもの。前面道路が国道の場合は添付不要

- 利用場所
 - ・平面図には営業所、休憩室睡眠室、自動車車庫等が明確にわかるように記入する。
 - ・求積図には事業施設の収容能力 (面積) を算出するための計算式を記入。また、事業施設付近の見取図 (例えば住宅地図) を添付する。営業所と自動車車庫が離れている場合は 2 施設を直線距離で結んだ地図 (距離を明記) を追加添付。
 - ・写真は、営業所、休憩室睡眠室については建物外観、内部のものを、自動車車庫については駐車場所、出入口付近のもの (出入口の幅員、前面道路の状況が確認できるもの) を添付。また、写真に番号を振り、平面図に撮影位置を記入。
 - ・使用権限を証する書面については、土地建物の登記簿謄本又は賃貸借契約書等を添付。賃貸借契約書等は、申請施設の位置 (住居表示、地番)、使用目的 (貨物運送事業に使用できるか)、期間 (1 年以上または自動更新) が確認できるものであること。

※運
場
運
運
事
※運
認
※申
い。

廃止の
くださ

事業計画変更認可申請書

一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ貨物運送を除く)

事業計画変更届出書

施行規則44条1項の届出書

休止又は廃止届出書

記載例

中部運輸局長 三重運輸支局長	殿 殿	申請年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
		事業者番号	No.
フリガナ	アイチウンユシキョク		
申請者名	株式会社 愛知運輸支局		
申請者住所	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2		
代表者役職名	代表取締役	代表者氏名	愛知 太郎
郵便番号	〒454-8558	電話番号	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
連絡担当者	愛知 次郎	担当者電話番号	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

変更又は届出内容(項目)		
①氏名・名称又は住所 ②役員変更 ③主たる事務所 ④営業所 ⑤休憩・睡眠施設 ⑥自動車車庫 ⑦配置車両数 ⑧事業用自動車の種別ごとの数 ⑨利用運送事業 ⑩事業休止 ⑪事業休止再開 ⑫事業廃止		
変更項目	(新)	(旧)
①	株式会社 愛知運輸支局 愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2	株式会社 中部運輸局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
②	代表取締役 愛知 太郎 取締役 愛知 次郎	代表取締役 中部 太郎
③	本社事業所 愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2	本社事業所 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
④、⑤、⑥	別紙のとおり	
⑦、⑧	別紙のとおり	
(変更理由又は届出事由発生年月日)		
主たる事務所・営業所の移転及び事業規模の拡大に伴い自動車車庫を新たに新設するため。 名称、住所、役員を変更した日：平成〇〇年〇〇月〇〇日		

(支局使用欄) 支局 受付印	受付 No. () 本局 受付印	都計法照会 有・無 平成 年 月 日 (No.)
----------------	-------------------	------------------------------

☑営業所の名称及び位置

名 称		位 置	備 考
新	愛知営業所	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2	新設・既設
			新設・既設
			新設・既設
旧	中部営業所	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	廃止・既設
			廃止・既設
			廃止・既設

☑休憩睡眠施設の位置及び収容能力

区 分		位 置	収容能力	備 考
新	休憩室	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2	20.00 m ²	新設・既設・収容能力
	睡眠室	同上	10.00 m ²	新設・既設・収容能力
	休憩室		m ²	新設・既設・収容能力
	睡眠室		m ²	新設・既設・収容能力
	休憩室		m ²	新設・既設・収容能力
	睡眠室		m ²	新設・既設・収容能力
旧	休憩室	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	15.00 m ²	廃止・既設
	睡眠室		m ²	廃止・既設
	休憩室		m ²	廃止・既設
	睡眠室		m ²	廃止・既設
	休憩室		m ²	廃止・既設
	睡眠室		m ²	廃止・既設

☑自動車車庫の位置及び収容能力

	位 置	収容能力	備 考
新	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2	449.15 m ²	新設・既設・収容能力
	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	550.85 m ²	新設・既設・収容能力
		m ²	新設・既設・収容能力
		m ²	新設・既設・収容能力
		m ²	新設・既設・収容能力
旧	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	550.85 m ²	廃止・既設
		m ²	廃止・既設
		m ²	廃止・既設
		m ²	廃止・既設
		m ²	廃止・既設

各営業所に配置する事業用自動車の数

(1) 一般貨物

営業所名	(新)					(旧)				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
愛知営業所	10				10					
中部営業所						5				5
営業所										
営業所										
合計	10				10	5				5

※運行車については内数を () 書きで記載する。

(2) 霊柩

営業所名	(新)					(旧)				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

運行管理者の選任届出

運行管理者の追加選任が必要となる場合は、整備担当（保安）に届出をして下さい。

30両ごとに1名追加
 (例) : 1両~29両→1名
 30両~59両→2名
 60両~89両→3名

整備担当届出確認印

自動車車庫の収容状況

営業所名	自動車車庫の位置							収容能力	計
愛知営業所	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2							449.15 m ²	1000.00 m ²
	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1							550.85 m ²	
7.5t超	7.5t以下	2tロング	2t以下	小型	牽引車	被牽引車	ポール	計	
3両	2両	両	5両	両	両	両	両	10両	

営業所名	自動車車庫の位置							収容能力	計
								m ²	m ²
								m ²	
								m ²	
7.5t超	7.5t以下	2tロング					ポール	計	
両	両	両					両	両	

・自動車車庫が廃止・収容能力の減少になる営業所、配置車両数が増える営業所について記載する。記載例では、増車するため記載。

※車両内訳には最大積載量ごとの車両数を記載する。

☑増減車両の明細（車両一覧）

増減の別	所属営業所	内訳	年式	最大積載量	登録番号	車台の形状	備考
増	愛知営業所	普通	H27	8000 kg		キャブオーバ	中部営業所から配置換え
増	愛知営業所	普通	H27	8000 kg		キャブオーバ	中部営業所から配置換え
増	愛知営業所	普通	H27	8000 kg		キャブオーバ	中部営業所から配置換え
増	愛知営業所	普通	H27	3000 kg		バン	中部営業所から配置換え
増	愛知営業所	普通	H27	3000 kg		バン	中部営業所から配置換え
増	愛知営業所	普通	H28	2000 kg		バン	
増	愛知営業所	普通	H28	2000 kg		バン	
増	愛知営業所	普通	H28	2000 kg		バン	
増	愛知営業所	普通	H28	2000 kg		バン	
増	愛知営業所	普通	H28	2000 kg		バン	
減	中部営業所	普通	H27	8000 kg	名古屋〇〇〇あ〇〇〇〇	キャブオーバ	愛知営業所に配置換え
減	中部営業所	普通	H27	8000 kg	名古屋〇〇〇あ〇〇〇〇	キャブオーバ	愛知営業所に配置換え
減	中部営業所	普通	H27	8000 kg	名古屋〇〇〇あ〇〇〇〇	キャブオーバ	愛知営業所に配置換え
減	中部営業所	普通	H27	3000 kg	名古屋〇〇〇あ〇〇〇〇	バン	愛知営業所に配置換え
減	中部営業所	普通	H27	3000 kg	名古屋〇〇〇あ〇〇〇〇	バン	愛知営業所に配置換え
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			
				kg			

※内訳の欄は、普通・小型・牽引・被牽引の別を記入。車台の形状欄は、キャブオーバ・バン等の別を記載する。備考欄は、車両配置換え、県外転出等あれば記載する。

※氏名・名称又は住所変更の場合は、「増減の別」は記載しないこと。

貨物自動車利用運送事業の概要

貨物自動車利用運送を（ 行う ・ **変更する** ）

貨物自動車利用運送に係る営業所の名称及び位置

	名 称	位 置	備 考
新	愛知営業所	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2	新設 ・既設
			新設・既設
			新設・既設
			新設・既設
旧	中部営業所	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	廃止 ・既設
			廃止・既設
			廃止・既設
			廃止・既設

業務の範囲

新	旧
変更無し	

※業務の範囲は、一般事業、宅配便事業の別を記載する。

貨物保管施設の概要

	施設の名称	所 在 地	規模（棟数、保管能力）	備 考
新	愛知倉庫	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2	1棟 300㎡	新設 ・既設
				新設・既設
旧				廃止・既設
				廃止・既設

利用する運送を行う実運送事業者の概要

	事 業 者 名	住 所	事 業 の 種 類
新	株式会社 岐阜運輸 支局	岐阜県岐阜市日置江2648-1	一般貨物自動車運送事業
	株式会社 三重運輸 支局	三重県津市長常町字六ノ割1190-9	一般貨物自動車運送事業
旧	株式会社 岐阜運輸 支局	岐阜県岐阜市日置江2648-1	一般貨物自動車運送事業

運行管理体制

1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等	2人	
運行管理者	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 確保済み (中部愛第〇〇〇号・平成〇〇年〇〇月〇〇日) (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 () (※2) (平成 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間 (9時00分 ~ 18時00分) (※3) ・休日 (4日/月) (※3)
運行管理補助者 (※1)	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 確保済み (平成〇〇年〇〇月〇〇日・) (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 確保済み (平成〇〇年〇〇月〇〇日・) (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定 () (※5) (平成 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者 (※1)	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 確保済み () <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転手	10人	確保人員: <u>5</u> 人 確保予定人員: <u>5</u> 人
その他従業員	1人	

(※1)補助者を選任するときは記載する。(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3)運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

○アルコール検知器の配備計画

設置型: 1台、携行型: 2台

○日常点検計画

日常点検場所: 自動車車庫、日常点検者: 各運転者

○営業所と車庫間の距離 (複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)

6.84 Km

○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法： 携帯電話

点呼実施場所が車庫の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分

移動手段： 自動車、所要時分： 30 分

・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間

出庫時（ 9 時から 10 時まで）、
帰庫時（ 17 時から 18 時まで）

点呼実施場所が営業所の場合（※併設されていない場合のみ記入）

・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

移動手段： _____、所要時分： _____ 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

有（実施時期（※7）； 1 箇月以内） ・ 無

・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無

有 ・ 該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

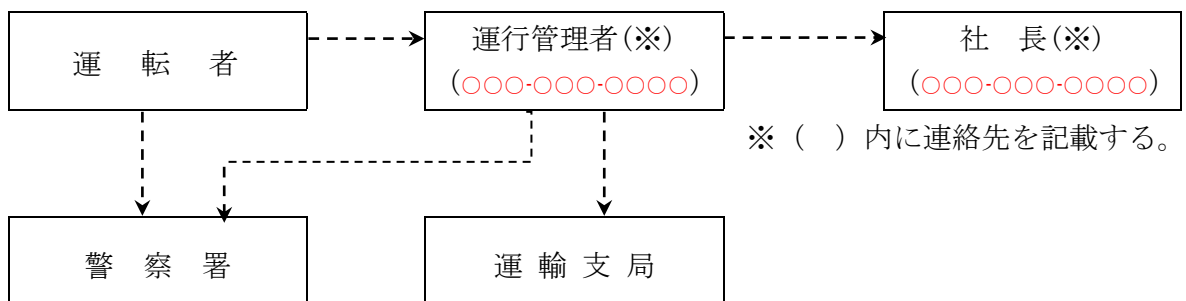
・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

有（実施時期（※7）； 1 箇月以内） ・ 無

・ 積載量確認方法

計量器による ・ 運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



※（ ）内に連絡先を記載する。

（※6）貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

（※7）実施時期については、営業所の新設認可等があった日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名：愛知 太郎、（役職等：代表取締役）

苦情処理担当者 氏名：愛知 次郎、（役職等：取締役）

事業施設概要

項目	内容			
営業所の所在地	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2			
都市計画法の区別	市街化区域(用途地域:準工業地域)・市街化調整区域・無指定			
休憩施設の所在地	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2			
都市計画法の区別	市街化区域(用途地域:準工業地域)・市街化調整区域・無指定			
睡眠施設の所在地	愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2			
都市計画法の区別	市街化区域(用途地域:準工業地域)・市街化調整区域・無指定			
営業所から車庫までの距離	6.84 km			
自動車庫の所在地	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1			
都市計画法の区別	市街化区域(用途地域:第二種住居地域)・市街化調整区域・無指定			
申請道路概要	道路の種別	国道	<input checked="" type="checkbox"/> 県道	市道 町道 村道 私道
	道路の幅員(実測記入)	15m		舗装の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無
	歩道の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
	通規制の有無	有() <input checked="" type="checkbox"/> 無		
申請立地概要	入口から5m以内に	交差点 曲り角 急坂		有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	入口から10m以内に	バス停留所 横断歩道 横断陸橋 踏切		有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	入口から200m以内に	幼稚園 保育園 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 公園 その他これに類するもの		<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
	障害の有無	有 無		
	車庫出入口(予定個所)の幅員	8m		
	寄りの信号交差点から車庫までの距離	30m		
配車	定車両の最大値(で最大値を記入)	長さ	幅	積載量
		8.0m	2.2m	2.0 t

※都市計画法の区別の欄は、市街化区域・市街化調整区域・無指定のいずれかに印を付すこと。
また、市街化区域の場合は()内に用途地域を記載する。

・市街化区域(用途地域)、市街化調整区域を自治体の都市計画担当課で確認。
・市街化調整区域での新設は原則できません。市街化区域でも営業所等設置ができない場合があるため、各自治体担当にて事前に確認。

・5m、10m以内にそれぞれ該当する事項がある場合は認可できない場合があるため注意。
・出入口以外の部分は囲障を設置して車両の出入箇所を限定する措置を講じる。

・出入口は原則8m以内。8mを超える場合は旋回軌跡図を添付。

車両制限令による証明願

平成 年 月 日

殿

(申請人) 住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

別紙略図に示す下記場所の自動車置場の前面道路の幅員は、車両制限令の規定に抵触しないことを証明願います。

記

1. 位置

2. 収容する自動車の諸元

- ・事前に前面道路の管理者（自治体等）から受けた証明書の原本を添付。
- ・配置車両中で諸元が最大のもので証明を受ける。
- ・前面道路が国道の場合は不要。

最大車両全長 メートル 車両総重量 トン

最大車両幅員 メートル 最小回転半径 メートル

(添付書類) 自動車置場付近の道路状況詳細図及び平面図等

※道路管理者所定の様式がある場合は、そちらを使用して下さい。

添付書類については、道路管理者により異なる場合があります。

中部運輸局長 殿
三重運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所等について、都市計画法等関係法令には抵触しないことを宣誓いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

・申請地の地目が「田」、「畑」の場合は、
農地転用が必要な場合があるため注意。

住 所 愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2
氏名又は名称 株式会社 愛知運輸支局
代表者の役職及び氏名 代表取締役 愛知 太郎 ㊟

中部運輸局長 殿

宣 誓 書

私は、一般貨物自動車運送事業法に規定する役員又は社員の欠格事由のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 愛知県名古屋市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 愛知 太郎

印

住 所 愛知県名古屋市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 愛知 次郎

印

中部運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 私（当社）は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法等法令違反により行政処分を受けたことはありません。

2. 私（当社）は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法違反により平成 年 月 日付けで行政処分（車両の使用停止以上）を受けましたが、行政処分終了後3か月間（6か月間）を経過しています。

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2
氏 名 又 は 名 称 株式会社 愛知運輸支局
代表者の役職及び氏名 代表取締役 愛知 太郎 ㊟